

**随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書**

地方自治法施行令第167条 の2第1項第2号により随意 契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。	1 契約の概要 文化・芸術の発信拠点である県図書館・県美術館エリアの賑わいと読書、文化・芸術に親しむ機会を創出することを目的に、親子で楽しめるイベントなどを実施するもの。 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業を効果的かつ効率的に実施するためには、緻密かつ正確な管理運営計画の立案及び会場設営が必要であることから、イベント業務に関する知識やノウハウが求められる。そのため、単なる価格競争ではなく、企画及び実施等の手法についての具体的な提案に基づき、適格性を総合的に判断し、これらの条件を満たす者に委託して実施する必要がある。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 企画提案書の公募（令和8年4月1日～5月8日）を行い、公募のあった4者を対象にプロポーザル評価会議を開催し、評価会議構成員による企画提案書の評価を行った。 構成員3名による採点の結果、総評価点が基準点を満たし、また、各構成員の総評価点に基づき算出した順位点の合計が最も高かった有限会社督クリエーションを最優秀提案者に選定し、契約交渉の相手方として決定した。